

初 鹿 通 信

第161号

令和2年3月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

《緊急－Part 2》

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内中小企業の事業活動への悪影響が懸念されているところです。山梨県では売り上げが減少した際に活用できる経済変動対策融資を下記の通り行っております。また子供が小学校・保育所等へ登校・登園を控えたことにより、保護者が休業を余儀なくされた場合の助成金もお知らせ致します。

経済変動対策融資(経済危機関係)のご案内

山梨県内において1年以上の事業実績があり、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が大きく減少した中小企業者の方を対象とした融資です。

◆融資対象◆

県内において1年以上の事業実績があり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた後原則として1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少の見込まれる中小企業者

◆限度額◆

設備資金・運転資金 合計 5,000万円

経済変動対策融資(不況業種対策関係)のご案内

新型コロナウイルス感染症により重大な影響が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、対象業種として、旅館・ホテル、食堂、レストランなどの40業種を追加して運用致します。

◆融資対象◆

(1)直近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少している者

(2)直近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者。ただし、最近3か月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る。

◆限度額◆

運転資金 5,000万円

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為の子育て家庭休業助成金

◆助成対象者◆

子供が小学校・保育所等へ登校・登園しなかったことにより休業を余儀なくされ、収入が得られなかった保護者で、①3年生以下の小学生 ②特別支援学級、特別支援学校に通う児童・生徒 ③保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童を持つ「市町村民税非課税世帯」または「ひとり親世帯」の者。

◆助成金額◆

4,000円／1日(最大14日を限度)

詳しい内容は山梨県からの通知書類を3枚添付させて頂きます。

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資 (経済危機関係)

山梨県内において1年以上の事業実績があり、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が大きく減少した中小企業者の方を対象とした融資です。

融資対象	県内において1年以上の事業実績があり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた後原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少の見込まれる中小企業者
限度額	設備資金・運転資金 合計5,000万円
融資利率	1.4%
保証料率	0.9%
担保	金融機関又は保証協会の定めるところによります。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
償還期間	設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む) 運転資金 10年以内(1年以内の据置を含む)
申込書類	市町村長の認定書(セーフティネット保証4号)、納税証明書(※)、財務書類などが必要となります。 ※県税に未納がある場合でも、県税事務所と分納の合意があるときは、申込みが可能です。 詳しくは、山梨県商業振興金融課(TEL055-223-1538)へお問い合わせください。
実施期間	令和2年3月2日から令和2年6月1日まで

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

県庁商業振興金融課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。▼

場所	県庁別館3階 商業振興金融課
相談時間	9:00~16:00 水、木、金(月、火は金融担当職員が対応します)
電話番号	055-223-1554(直通)

問い合わせ先

山梨県 産業労働部 商業振興金融課
TEL 055-223-1538(直通)

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資 (不況業種対策関係)

新型コロナウイルス感染症により重大な影響が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、対象業種として、旅館・ホテル、食堂、レストランなどの40業種を追加して運用いたします。

- 融資対象** 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する不況業種(※)で、次のいずれかに該当する中小企業者
- (1) 直近3カ月の売上高等が前年同期比5%以上減少している者
 - (2) 直近1カ月の売上高等とその後の2カ月の売上高等を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者。ただし、最近3カ月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る。

※対象となる業種は、中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)の「セーフティネット保証制度(5号)」でご確認いただくか、市町村・商工担当課、県・商業振興金融課にお問い合わせください。

- 限度額** 運転資金 5,000万円
- 融資利率** 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%
- 保証料率** 0.8%
- 償還期間** 10年以内(1年以内の据置を含む)
- 申込書類** 市町村長の認定書(セーフティネット保証5号)、納税証明書、財務書類などが必要となります。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

県庁商業振興金融課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

- ▼ 小中企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。▼

- 場所** 県庁別館3階 商業振興金融課
- 相談時間** 9:00~16:00 水、木、金(月、火は金融担当職員が対応します)
- 電話番号** 055-223-1554(直通)

問い合わせ先

山梨県 産業労働部 商業振興金融課

TEL 055-223-1538(直通)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための子育て家庭休業助成金制度

令和2年3月4日 子育て支援局

新型コロナウイルスの感染拡大をより積極的に防止するため、子どもが小学校・保育所等へ登校・登園しなかつたことにより保護者が休業を余儀なくされた場合に、休業に伴う収入減の一部を補填するための新たな助成制度を創設。

【制度概要】

○ 助成対象者

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、子どもが小学校・保育所等へ登校・登園しなかつたことにより休業を余儀なくされ、収入が得られなかつた保護者で、

・ 3年生以下の小学生

・ 特別支援学級、特別支援学校に通う児童・生徒

・ 保育所、幼稚園、認定こども園等に通う児童

を持つ「市町村民税非課税世帯」又は「ひとり親世帯」の者。ただし、国の新たな助成金制度や、休業手当金等公的な給付金などが支給されない場合とする。

○ 助成金額 4,000円／1日（最大14日を限度）

※請求書受付後速やかに精算払いとする

○ 適用期間 令和2年3月2日～3月31日